

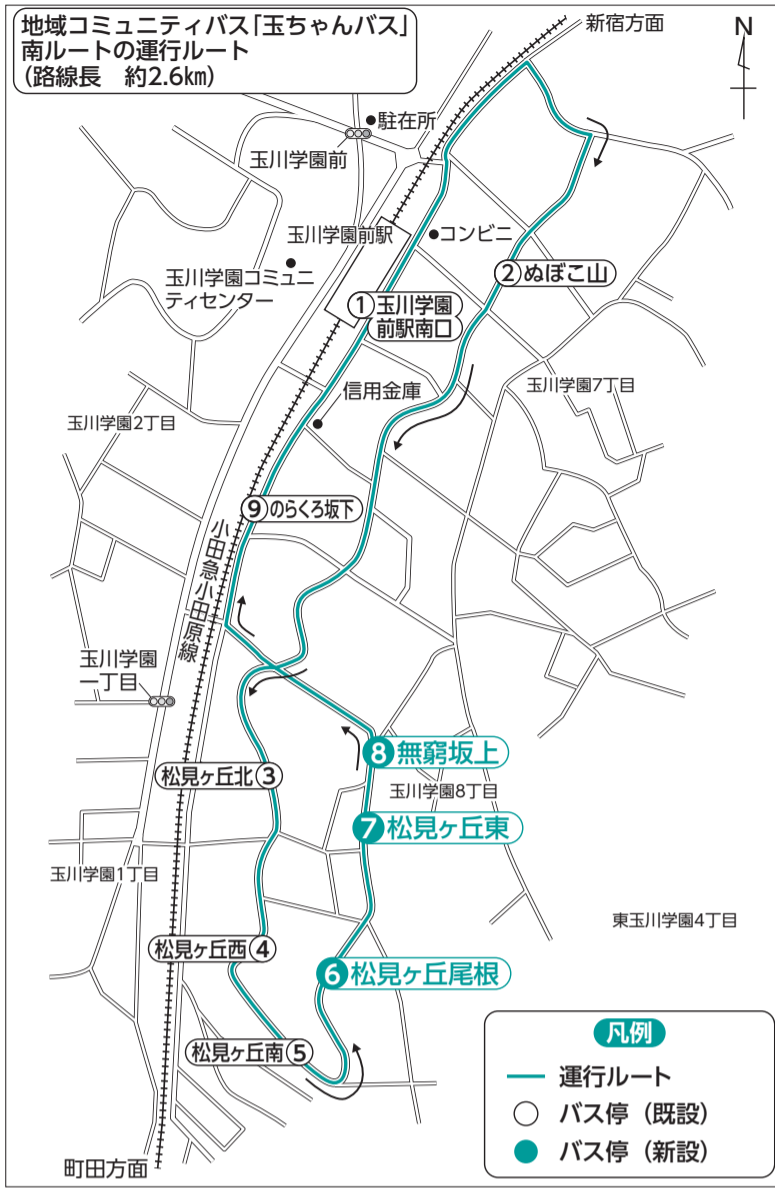
「玉ちゃんバス」南ルート 増設します

市では、2006年に策定した「町田市交通マスタープラン」の基本目標である「だれもが公共交通を使って不便なく移動できるまちにする」の実現のため、地域組織やバス事業者とともに三者協働で地域コミュニティバス運行事業を行っている。

「増設するバス停」

「松見ヶ丘南」バス停と「のらくろ坂下」バス停の間に、

「松見ヶ丘南」「松見ヶ丘東」「無窮坂上」の3か所を増設します(左図参照)。
○利用開始日
 7月16日(土)始発から利用を開始します。
 ※既設バス停の運行時刻は、変更ありません。
 ※増設バス停の運行時刻等の詳細は、小田急バス株式会社ホームページまたは町田市ホームページをご覧ください。



ホームページまたは町田市ホームページをご覧ください。
 小田急バスお客様センター ☎03・5313・8333
 0、玉川学園コミュニティバス推進委員会 ☎725・0438、町田市交通事業推進課 ☎724・4260
 24・4260
 FAX 050・3101・0928
 61・6322

7月は強調月間 社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ



親野智可等氏

町田大会で参加者に配る寄贈品を募集しています。持ち帰れる程度の大きさで、同じ種類、100個以上800個以下の未使用の既製品をご提供下さい。ご協力いただける方は、7月20日までに福祉総務課へご連絡下さい。

「町田大会を開催します」
 記念式典と、「子どもを伸ばしたい!」そのとき大人にできること(学校・家庭・地域)子どもを伸ばすには?」をテーマに教育評論家・親野智可等氏による記念講演を行います。
 ※保育希望者(7月29日現在、1歳以上の未就学児、申し込み順に6人)は、7月1日午後1時から電話でイベントダイヤル(☎724・56928)

町田大会で参加者に配る寄贈品を募集しています。持ち帰れる程度の大きさで、同じ種類、100個以上800個以下の未使用の既製品をご提供下さい。ご協力いただける方は、7月20日までに福祉総務課へご連絡下さい。

地域の未来を支える 市民後見人

町田市には、現在、東京都の講習を修了した方14人が市民後見人として登録されており、既に後見人等として活躍しています。

また、2014年度からは市独自で市民後見人育成研修を行い、2014年度から2015年度にかけて実施した研修では、成年後見制度の基礎、後見人に必要な法律知識、裁判所への手続きの実務

成年後見制度は、判断能力が低下した高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の財産管理や契約を補助、代理する人を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度の担い手は、年々、親族以外の専門職(弁護士や司法書士等)による後見人が増えています。今後、ますます成年後見制度を利用する方の増加が見込まれるなか、専門職後見人が不足する状況が懸念されています。

そこで期待されるのが、社会貢献に意欲のある市民が、成年後見制度に関する知識や技術を身につけ、地域の未来を支えていく「市民後見人」

等を学んだ19人の受講生が修了証を手にしました。研修修了生は地域福祉権利擁護事業の生活支援員活動を経て、順次、市民後見人候補者として登録し、後見人等として受任をする予定です。

市民後見人による後見活動においては、成年後見制度推進機関である社会福祉協議会が監督人に就きます。市民後見人は後見活動中に困難な事案に直面したとき、後見業務に関することや家庭裁判所への報告事務に関する事等、監督人に相談をすることができ

必要の際は弁護士等の専門家に相談することもできます。その他にも、研修会を開催する等、市民後見人の支援体制を整えています。

また、社会福祉協議会福祉サポートまちだ(☎720・9461)へ。

皆さんのご意見をお寄せ下さい 第3次町田市地域福祉計画(素案)

町田市福祉総務課 ☎724・2133 FAX 050・3101・0928

地域で一人ひとりがその人らしい生活を送ることができるよう、行政や地域の団体、サービス提供事業者、市民等が協力して暮らしやすい地域づくりを進めるため、市では、第3次町田市地域福祉計画を策定します。

【第3次町田市地域福祉計画(素案)の概要】
〈計画期間〉 2016~2020年度の5年間
〈計画の基本理念〉 「互いにささえあい、自分らしく、暮らし続けていくことができるまちを目指す」~「地域」のつながりをつくりなおす~
〈計画の構成〉
 第1部 全体計画
 基本目標1 地域福祉を拓げる基盤づくり
 基本目標2 地域づくりを担う人づくり
 基本目標3 支えあいのある地域づくり
 第2部 地区活動計画
 町内会・自治会連合会の10地区ごとに課題と方向を掲載しています。

【意見の提出方法】
○募集期間 7月30日(出)まで(必着)
○資料の閲覧・配布 計画(素案)は、町田市ホームページに掲載するほか、次の窓口で閲覧及び資料の配布を行っています。
 福祉総務課(市庁舎7階)、市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各市民センター、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、町田・鶴川・南町田の各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、すみれ教室、ひかり療育園(各窓口で開庁日・時間が異なります)
○意見等の提出方法 郵送、FAX、Eメール、または福祉総務課のほか、資料を配布している窓口へ直接提出して下さい。郵送の場合は配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。
○担当課 福祉総務課(〒194-8520、森野2-2-22、市庁舎7階、☎724・2133 FAX 050・3101・0928 E-mail: mc2470@city.machida.tokyo.jp)

【注意事項】
 ○書式は自由ですが、住所・氏名・連絡先・件名を明記して下さい。
 ○電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。
 ○ご意見への個別回答は行いません。
 ○公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
 ○寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、2016年10月中旬に町田市ホームページ及び上記資料配布場所で、公表予定です。